
相対貸出のフォールバック条項の
参考例（サンプル）の解説
（2021年1月版（改訂版））

2020年3月31日

2020年7月22日（補訂版）

2021年1月29日（改訂版）

一般社団法人 全国銀行協会
（監修：森・濱田松本法律事務所）

相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）の解説

1. はじめに

本解説書は、一般社団法人全国銀行協会（以下「当協会」といいます。）が2020年3月31日に作成し、2021年1月29日に改訂版を作成した相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）（ハードワイヤードアプローチ）（公表停止等の予定発表後に変更契約を締結するパターンを含みます。）および相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）（修正アプローチ）（その後の修正、補訂等を含み、以下「本参考例」といいます。）について、使用上の留意事項を解説するものです。

本参考例は、日本円金利指標に関する検討委員会公表の2019年7月付「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」（以下「第1回市中協議文書」といいます。）、同委員会公表に係る2019年11月付「『日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議』取りまとめ報告書」（以下「第1回市中協議取りまとめ」といいます。）、同委員会公表に係る2020年8月7日付「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）—前回市中協議取りまとめ結果以降の動きをふまえて—」（以下「第2回市中協議文書」といい、第1回市中協議文書と併せて「市中協議文書」と総称します。）および同委員会公表に係る2020年11月付「『日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）』取りまとめ報告書」（以下「第2回市中協議取りまとめ」といい、第1回市中協議取りまとめと併せて「市中協議取りまとめ」と総称します。）等における議論の動向を踏まえ、金融機関のみならず一般事業法人等からのヒアリングの機会も得て、作成されたものです。また、本参考例の作成にあたっては、米国 Alternative Reference Rates Committee (ARRC) 公表の2019年5月30日付および2020年8月27日付“ARRC Recommendations regarding More Robust Fallback Language for New Originations of LIBOR Bilateral Business Loans”（以下「ARRC バイラテ条項案」と総称し、2019年5月30日付のものを「ARRC バイラテ条項案（2019年）」、2020年8月27日付のものを「ARRC バイラテ条項案（2020年）」）といいます。）等、諸外国における議論・検討の内容も参考にしています。

このように、本参考例は、その公表時点における国内外の議論を踏まえて作成していますが、個別具体的な条項の内容については、現時点において実務上確立した考え方の一致が見られない点も多く含まれています。本参考例は、それでもなお、

今後の議論の土台を提供する意味で具体的な文言案を提示していますが、もとより、今後の議論の進展を踏まえ、また、各社のニーズに対応して、本参考例と異なる条項を採用することや、本参考例をより詳細にした条項を使用すること等を妨げる趣旨ではありません。具体的な個別案件におけるフォールバック条項は、市中協議文書および市中協議取りまとめにおいても示唆されているように、貸付人および借入人が十分協議し両者合意の上で設ける必要があり、本参考例は、かかる合意形成のプロセスの一助となるよう、あくまで参考例（サンプル）として作成されたものです。

また、本参考例には、市中協議文書で示されたフォールバック・レートについて、それぞれを採用する場合の文言案を提示する部分が含まれます。これは、あくまで仮に当該フォールバック・レートを契約上規定すると決定された場合に契約上どのような文言を用いることが考えられるかを例示した趣旨にすぎず、どのようなフォールバック・レートやウォーターフォールを採用すべきかについて、何らの推奨・示唆も行う趣旨ではありません。どのようなフォールバック・レートやウォーターフォールを採用するかは、各社において独自に検討し決定して頂く必要があります。

本参考例は、標準的な金銭消費貸借契約書の文言と極力平仄が合うように作成されていますが、個別の案件においてフォールバック条項を設ける際には、当該案件で用いる契約書の他の条項や文言を前提として適宜修正して用いる必要があります¹。

ヘッジ会計との関係等については、企業会計基準委員会（ASBJ）が公表している2020年9月29日付の実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」等を踏まえ、個別の案件のヘッジ手段に応じて個別の検討を行う必要があるものと考えられることから、本参考例には反映しておりません。これらの点については、今後の議論の進展を踏まえ、将来、本参考例の改訂によって反映することもあり得ます。なお、TONA 複利（後決め）の場合における各種調整方法については、当協会が別途公表する TONA 複利（後決め）レートの規定参考例およびリスク・フリー・レートの用語集もご参照ください。

¹ また、本参考例においては、実際に代替参照レートを用いるにあたって個別に必要となる契約書上の手当てや関連する論点（利払事務に関する規定や、清算金（もしあれば）の取扱い等を含みます。）について、網羅的に検討・記載を行っているものではありません。これらの事項については、個別の案件の契約書の他の条項・文言や、実際に採用される代替参照レートによっても必要な対応は変わり得ることから、関係当事者間において、十分すり合わせを行うことが想定・推奨されます。

その他、本参考例が広く参照されていく中で、実務上の課題が明らかになった場合や、諸外国における議論・検討に更に進捗が見られたような場合には、本参考例についても、これらの事情を考慮しながら更に議論を行い、必要に応じて改訂していくことも考えております。

2. 「ハードワイヤードアプローチ」と「修正アプローチ」について

フォールバック条項の導入に当たっては、①フォールバック条項の導入時に単一またはウォーターフォールにより定まる代替参照レートのいずれかを特定するアプローチ（ハードワイヤードアプローチ）と、②将来の時点において当事者間の合意によって代替参照レートを定めることをフォールバック条項に盛り込むアプローチ（修正アプローチ）の、2通りのアプローチが考えられます。

ハードワイヤードアプローチは、フォールバック条項の導入時に代替参照レートが特定されることから、代替参照レートについての予測可能性が高いといえます²。他方、修正アプローチのメリットとしては、ハードワイヤードアプローチと比して、代替参照レートについてフォールバック条項導入時点で決定しないため、条項を導入すること自体に関する当事者間の合意が容易なことや、将来において代替参照レートを決定する時点の情勢に応じて当事者間で代替参照レートを柔軟に決定することが可能であることが挙げられています³。

貸付契約においては、債券における社債権者集会のような法定の契約変更手続は存在せず、当事者間の個別の交渉によってフォールバック条項の導入を合意する手続となります。また、不特定多数の債権者が存在する債券の場合と異なり、契約の当事者が明確であることが一般的です。そのため、債券の場合に比べ、より柔軟に対応を行うことが可能と考えられます⁴。

上記を踏まえ、本参考例においても、ハードワイヤードアプローチおよび修正アプローチの2案のフォールバック条項案を作成しています⁵。前者の解説は本解説書

² ハードワイヤードアプローチは、その性質上、フォールバック条項の導入時において代替参照レートが合意済みであることを前提とするため、トリガー発動時において代替参照レートが特定されないというリスクを低減でき、その意味では、比較的頑健性が高いものと評し得ます。

³ 第1回市中協議文書30頁。なお、修正アプローチにおける、トリガー発動時において代替参照レートが特定されないというリスクへの手当てについては、本解説書第4項をご参照ください。

⁴ 第1回市中協議文書28頁、30頁。第1回市中協議取りまとめ11頁、13頁によれば、債券についてはほとんどの先がハードワイヤードアプローチを選好した一方、貸付についてはハードワイヤードアプローチを選好する先、修正アプローチを選好する先のいずれもみられたとされています。

⁵ ARRC バイラテ条項案（2019年）においても、ハードワイヤードアプローチと修正アプローチの2通りのフォールバック条項案が提案されています。なお、ARRC バイラテ条項案（2020年）においては、同3頁のとおり、2020年5月にARRCが公表したBest Practiceにおいて2020年10月末までのハードワイヤードアプローチのフォールバック条項の導入が推奨されていること等を踏まえ、修正アプローチの改訂版は提案されていません。本邦においても、修正アプローチが

第3項、後者に特有の事項についての解説は本解説書第4項をご参照ください。

多くの契約で採用されると、顧客との協議が一時期に集中する等、実務面での困難をきたすおそれもあることから、今後は、ハードワイヤードアプローチに基づく対応がより望ましいとされる可能性もあると考えられます。なお、以下の個別の解説でも記載のとおり、当事者間の合意により、ハードワイヤードアプローチを基礎としつつも、修正アプローチの要素を一定程度取り入れる（一部の条件について当事者間の協議に従うことにする等）余地も、排除されるものではありません。その意味では、ハードワイヤードアプローチおよび修正アプローチ共に、それぞれ一つのモデルとして提示されるものに過ぎず、その差異は実際には相対的なものに留まる（両モデルの中間的類型も認められ得る）ということもできます。

3. 相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）（ハードワイヤードアプローチ）の解説

第●条（参照レートの変更）

(1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。

① 「関連監督当局等」とは、[ユーロ円LIBOR]に関して以下のいずれかに該当する者をいう。

- (a) LIBOR運営機関の監督当局
- (b) LIBOR運営機関の監督当局が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体
- (c) 日本銀行が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体

[①-2「基準貸付期間」とは、基準金利を設定する指標とするため、借入申込書に記載される期間をいう。]

② 「基準金利決定時点」とは、本契約に従い基準金利が決定される時点をいう。

③ 「参照レート」とは、本契約上基準金利の決定において参照されるレートである[ユーロ円LIBOR]をいう。

④ 「参照レート移行事由」とは、以下のいずれかに該当する事由をいう。

- (a) LIBOR運営機関、又は、LIBOR運営機関の監督当局、LIBOR運営機関の破綻・解散処理当局もしくはLIBOR運営機関に対する破綻・解散処理権限を有する管轄裁判所が、LIBOR運営機関が[全ての基準貸付期間に対応するテナーの][ユーロ円LIBOR]の公表を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を発表した場合（以下「公表中止事由」という。）
- (b) LIBOR運営機関の監督当局が、[全ての基準貸付期間に対応するテナーの][ユーロ円LIBOR]が金利指標性（金利の決定に際して参照されるべき指標としての有用性をいう。以下同じ。）を失う予定である旨又は失った旨を発表した場合（以下「指標性喪失事由」という。）

⑤ 「早期移行決定」とは、第3項に従った貸付人による決定をいう。

⑥ 「早期移行事由」とは、貸付人が早期移行通知を行った[場合において、貸付人が借入人から書面による異議を受領せずに当該通知から[5/10]営業日が経過した]ことをいう。

⑦ 「早期移行通知」とは、貸付人が早期移行決定を行った場合において、第5項(ii)に従い借入人に対し早期移行決定の内容（参照レートの変更の効力発生日及び代替参照レートを含む。）を告知するために行う書面による通知をいう。

⑧ 「代替参照レート」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点で利用

可能な以下のレートのうち、以下に定める優先順位により最も上位となるものをいう。[但し、第4号(a)又は(b)に定める[ユーロ円LIBOR]の公表の恒久的な中止の予定又は金利指標性の喪失の予定の発表により参照レート移行事由に該当することとなった場合であって、当該発表（これを補足もしくは追完するための発表を含む。）において当該中止又は喪失の予定日（以下「予定日」という。）が言及され、かつ、当該発表日から予定日までの間に[●ヶ月/●[営業]日]以上の期間が存するときは、予定日の[●ヶ月/●[営業]日]前の日（以下「代替参照レート決定日」という。）時点で利用可能な以下のレートのうち、以下に定める優先順位により最も上位となるものをいう（この場合、第10号における「参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点」は「代替参照レート決定日」と読み替えて適用する。）。]

- (a) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値
- (b) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値
- (c) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値

【フォールバック・レート（本号(a)ないし(c)の(i)のレート）の文言案】

（東京ターム物リスク・フリー・レートによる場合の文言案）

株式会社QUICKベンチマークス（又はそのレートの管理を承継するその他の者）が公表する当該利息計算期間に対応した東京ターム物リスク・フリー・レート（もしくはその後継指標）

（TONA複利（後決め）による場合の文言案）

[当該利息計算期間又はこれに対応する期間における無担保コールオーバーナイト物レートの実績値を日次複利で積上げる方法により算出され[たものとして貸付人が合理的に指定する情報ベンダー等により公示され]るレートを基に、利払日に実務上合理的な期間先立って利息を算出することを目的として貸付人が関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮した上で必要な調整を行った値]

（TIBORによる場合の文言案）

全銀協TIBOR運営機関（又は日本円の東京市場の銀行間取引金利の管理を承継するその他の者）が公表する当該利息計算期間に対応した日本円TIBOR（Telerate17097ページもしくはその承継ページ）（もしくはその後継指標）

- (d) (i)貸付人が、[関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮した

上で]適切と認め、借入人に通知するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値

- ⑨ 「代替参照レート調整値」とは、ある利息計算期間につき、以下に定める値（正又は負のいずれもあり得る。）をいう。
- (a) 本項第8号(a)ないし(c)に定める場合[（同号但書が適用される場合を含む。以下、本号において同じ。）]においては、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点において関連監督当局等により選択もしくは推奨されている、この場合に係る同号(a)ないし(c)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するための調整値又は調整方法により得られる値
- (b) 上記(a)により値を得られない場合又は本項第8号(d)に定める場合においては、貸付人が参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における関連監督当局等による推奨方法又は市場慣行を考慮の上で、この場合に係る同号(a)ないし(d)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値
- ⑩ 「本付随修正」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における市場慣行に照らし代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更（利息の計算方法、利息計算期間の定義、利率決定日、利払日及び営業日調整の内容に関する変更を含む。）をいう。
- ⑪ 「LIBOR運営機関」とは、ICEベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration Limited）又は[ユーロ円LIBOR]の管理を承継するその他の者をいう。

第1項は本参考例の用語の定義を定めるものです。

ARRC バイラテ条項案の定義との対応関係は以下のとおりです。

関連監督当局等	Relevant Governmental Body
基準金利決定時点	Reference Time
参照レート	Benchmark
本付随修正	Benchmark Replacement Conforming Changes
参照レート移行事由	Benchmark Transition Event
早期移行事由	Early Opt-in Election
代替参照レート	Benchmark Replacement
代替参照レート調整値	Benchmark Replacement Adjustment

第3号「参照レート」

第3号では、フォールバックの発動前の段階で、基準金利の決定において参照されるレートである「[ユーロ円 LIBOR]」を「参照レート」として定義しています。後述のとおり、フォールバックの発動により、かかる参照レートが代替参照レートに変更されることとなります。（なお、「ユーロ円 LIBOR」の用語自体は、個別案件における金銭消費貸借契約書において既に定義されているはずであることから、ここでは改めて定義しておりません。また、かかる個別案件における金銭消費貸借契約書において「ユーロ円 LIBOR」以外の語が用いられている場合、その語に合わせて規定する必要があることを示す趣旨で、「ユーロ円 LIBOR」の語には [] を付しています）

なお、本参考例では、LIBOR から代替参照レートへのフォールバックを想定して文言が作成されており、代替参照レート（において採用されたフォールバック・レート）が廃止され更に別の金利に変更されるという多段階のフォールバックを想定して文言が作成されているわけではない点、ご注意ください。

第4号「参照レート移行事由」および第6号「早期移行事由」

本参考例では、参照レートを LIBOR から代替参照レートに変更する条件を定めたいわゆる「トリガー」⁶として、参照レート移行事由と早期移行事由を定めています。

第4号の「参照レート移行事由」においては、LIBOR の公表停止を念頭に置いた発動トリガー（公表停止トリガー）としての「公表中止事由」と、公表停止前に LIBOR を金融商品における変動金利の指標として利用することが不適切となる場合を念頭に置いた発動トリガー（公表停止前トリガー）⁷としての「指標性喪失事由」の、2種類のトリガーを規定しています。これらの「参照レート移行事由」に該当することとなった場合には、第2項に従い同項第1号(a)または(b)に定める効力発生時点においてフォールバックが発動（参照レート変更の効力が発生）することになります。

⁶ 第1回市中協議文書22頁。

⁷ 第1回市中協議取りまとめ11頁においても、「少なくとも公表停止トリガーを設定し、必要に応じてその他のトリガーを設定する」との整理に対して、ほとんどの先が賛同したとされていることから、本参考例においても、ARRC バイラテ条項案と同様、公表停止前トリガーを規定しています。公表停止前トリガーについては ISDA デリバティブにおいても市中協議が実施され、その導入が支持された結果、2020年10月23日付で2006年版定義集の追加条項である Supplement も公表されています。

す。なお、コミットメントライン契約のように、複数の基準貸付期間の存在を前提とする取引との関係では、全ての基準貸付期間に対応する[ユーロ円 LIBOR]についてこれらの事由が生じた場合にはじめて参照レート移行事由に該当する形となるよう、「[全ての基準貸付期間に対応するテナーの]」という選択式の文言を設けています⁸。

第6号の「早期移行事由」においては、LIBOR が公表停止に至る前の早い時期に、契約当事者の選択によりフォールバックを発動させるトリガー（早期選択トリガー）を定めています。具体的には、第3項に従い早期移行決定を行い、第5項(ii)に従い早期移行通知を行い、早期移行事由に該当することとなった場合⁹には、第2項に従い早期移行通知に記載された効力発生時点においてフォールバックが発動（参照レート変更の効力が発生）することになります。なお、第6号の早期移行事由の定義において借入人の異議権を規定する場合で、所定の期間内にかかる異議権が行使されたときは、かかる効力発生日の記載にかかわらず、早期移行事由には該当しないこととなります¹⁰。

上記のように、本参考例においては公表停止前トリガーおよび早期選択トリガーを含めてトリガーの文案を記載しておりますが、フォールバック条項を設けるにあたり、トリガーとしてどのような事由を定めるかについては、その時点における各界の議論状況や個別案件における事情等も踏まえ、貸付人および借入人の間で十分協議の上で決定することが望ましいものと考えられます。

⁸ ARRC バイラテ条項案（2020年）7頁および18頁においても、同様のコンセプトが採用されています。たとえば、基準貸付期間として3ヶ月および6ヶ月が定められた契約において、3ヶ月 LIBOR および6ヶ月 LIBOR の双方について公表停止等が生じた場合には、参照レート移行事由に該当することになります。

⁹ 「早期移行事由」については、「貸付人が借入人から書面による異議を受領せずに当該通知から[5/10]営業日が経過した」という借入人の異議権に係る規定を選択式で設けています。ARRC バイラテ条項案4頁においても選択式で同様の規定が設けられています。後述の第8号(d)の代替参照レートの決定の局面において（米国と異なり ABR（Alternate Base Rate）がない本邦において参照レートが決定できなくなってしまうといった事態を懸念して）借入人の異議権を設けない形としているのは異なり、早期移行事由はフォールバックのトリガーの条件を定めるものであり、かつ、LIBOR が公表停止に至る前の早い時期における局面を念頭に置いていることから、借入人の異議権を設けたとしても上記のような懸念は生じないと考えられるため、このような選択の余地を残しているものです。

¹⁰ このような観点から、実務対応としては、通常、貸付人は、早期移行通知の発出に先立ち、借入人に対して予め一定の説明（早期移行決定に際し勘案した実例に関する合理的範囲かつ開示可能な範囲の説明、参照レートの変更の効力発生日および代替参照レート等を含む。）を行い、その理解を得た上で通知を行うことになるものと考えられます。なお、借入人の側が早期移行を希望する場合、貸付人に対しその旨を伝え協議を申し入れることも、もとより妨げられるものではありません。

第 8 号「代替参照レート」

第 8 号では、(a)以下において、当事者が特定した代替参照レートおよびウォーターフォールを記載することになります。

また、四角囲み内において市中協議文書において言及された幾つかのレートを記載しています（これらのレートは、後述のスプレッド調整前の数値であり、かかる数値のレートを市中協議文書同様に「フォールバック・レート」といいます。）。第 2 回市中協議文書においては、第 1 順位をターム物リスク・フリー・レート¹¹、第 2 順位を TONA 複利（後決め）、第 3 順位を「貸付人が、〔関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮したうえで〕 相当と認め、借入人に通知するレート」とするウォーターフォールが推奨され、第 2 回市中協議において上記推奨内容に賛同する先が大多数を占めたとされています¹²。もっとも、当事者間の合意により、これと異なる内容の契約を締結することを妨げるものではなく、実際の取引への適用にあたっては、商品特性や当事者の事務体制等を含むフィージビリティ等を踏まえる必要があるとされているところです¹³。本参考例の記載は特定のフォールバック・レートまたはウォーターフォールを推奨する趣旨ではなく、どのようなフォールバック・レートまたはウォーターフォールを採用するかは、各社において独自に検討し決定する必要があります¹⁴。

TONA 複利（後決め）の公示に関する事項は引続き議論中であることを踏まえ、この点については選択式の規定としています¹⁵。

TONA 複利（後決め）については、「Lookback Without Observation Shift 方式」（利息計算期間に属する日について、その数営業日前の無担保コールオーバーナイト物レートを参照し、複利計算の際は利息計算期間の休業日を勘案して計算する手法）、「Lookback With Observation Shift 方式」（利息計算期間に対して数営業日前にスラ

¹¹ 東京ターム物リスク・フリー・レート（以下「TORF」といいます。）が念頭に置かれています。

¹² 第 2 回市中協議取りまとめ 3 頁。

¹³ 第 2 回市中協議文書 6 頁。

¹⁴ 本参考例では、「(i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値」との記載が、(a)から(c)まで設けられていますが、もとより、これより多い数または少ない数のレートをウォーターフォールとして定めることや、単一のレートのみを代替参照レートとして定めることを妨げる趣旨ではありません。

¹⁵ 第 1 回市中協議文書 15 頁ないし 21 頁。

イドした金利参照期間（利息計算期間の日数と一致する。）に属する日の無担保コールオーバーナイト物レートを参照し、複利計算の際は金利参照期間の休業日を勘案して計算する手法）および「Lock out 方式」（利息計算期間の末尾の数営業日の期間（ロックアウト期間）については、当該期間の初日または前営業日に適用された無担保コールオーバーナイト物レートを参照する（金利の参照期間を数営業日短縮する）手法）等においては、利息計算期間における各日の無担保コールオーバーナイト物レートの実績値が必ずしも参照されるわけではないことから、「又はこれに対応する期間」としています¹⁶。

TONA 複利（後決め）の「必要な調整」として、「Lookback Without Observation Shift 方式」、「Lookback With Observation Shift 方式」、「Lock out 方式」および「Delay 方式」（金利の参照期間と利息計算期間を一致させ、金利支払日を後倒しする手法）といった各種調整を行うことも想定しています。

なお、TONA 複利（後決め）については、当協会が別途公表する TONA 複利（後決め）レートの規定参考例およびリスク・フリー・レートの用語集もご参照ください。

本号の(d)については、ウォーターフォールの最後に位置づけるのではなく、たとえば、本号柱書の但書において、「貸付人が市場慣行等に照らして(a)から(c)までに定まるレートと比してより適切な利率があると認めるときは他のレートを選択できる」と規定することにより、将来における裁量的対応の余地を広めに残しておくことも考えられないではありませんが（その場合、実質的に修正アプローチに近づくこととなります）、本参考例では、特にそのような形とはせず、ウォーターフォールの最後に位置づけています¹⁷。

代替参照レートは、第 9 号のスプレッド調整後の数値が用いられることから、こ

¹⁶ ARRC バイラテ条項案 8 頁では *Corresponding Tenor* が定義語として用いられていますが、後述の「必要な調整」により具体的な期間が決定されるとの想定の下、本参考例では上記の程度の記載にとどめています。

¹⁷ 本参考例の(d)同様、第 2 回市中協議文書および ARRC バイラテ条項案もこれに相当する内容をウォーターフォールの最後に位置づけています。また、ARRC バイラテ条項案（2020 年）4 頁では、貸付人が選択した利率に関し借入人に異議権を与える案が選択式で設けられています。その場合、異議が申し立てられるとウォーターフォールの最後まで至っても代替参照レートが決定されず、決定されるまでの間は ABR によることになっています。この仕組みは、ローン契約で ABR が既に定められていることが多いという米国の実務を前提とするものであり、本邦の実務では多くの場合 ABR を規定していないことを前提とすると、ワークしないおそれが大きいと考えられます。そこで、本参考例では借入人に異議権を与える選択肢は設けていません。

これらのレート「及び代替参照レート調整値の合計値」として定義されています。

代替参照レートは「参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点で利用可能な」レートとして特定されることとなります。他方、第2項で解説しているとおり、実際に参照レートが代替参照レートに変更される時点は、第2項で定める時点以降の基準金利決定時点となります。この点、フォールバック・レートの特定のタイミングを実際に LIBOR 運営機関による[ユーロ円 LIBOR]の公表が中止された時点または[ユーロ円 LIBOR]が金利指標性を喪失した時点に設定することも、理論的には考えられますが、本参考例はそのような構成にはよっていません。これは、実際に代替参照レートの利用を開始する直前においてフォールバック・レートが特定されることとなると、フォールバックの準備を円滑に進めるために必要な時間を十分確保できず、必ずしも実務的ではないとの考慮によっています。

＜フォールバック・レートの特定期間について＞

本参考例が想定する代替参照レートの特定期間の仕組みを前提とすれば、たとえば、契約当事者が、第2回市中協議文書で推奨されるウォーターフォール構造を採用した場合において、TORF の確定値の公表¹⁸が開始される前の段階で[ユーロ円 LIBOR]の公表が「恒久的に中止する予定である旨」または「金利指標性を失う予定である旨」が発表されたときは（これらの事由は参照レート移行事由に該当します。）、その時点では TORF は未だ参考値が公表されているにとどまり、かかる参考値は事務体制等の整備にあたり参考として利用するものとされ、実際の金融契約で参照されることを意図したものではないとされている¹⁹以上、「参照レート移行事由……の発生時点で利用可能な」レートとはいえないことから、ウォーターフォールに従い、第2順位の TONA 複利（後決め）以下のレートがフォールバック・レートとして特定されることとなります。

しかしながら、このような場合でも、実際に LIBOR 運営機関による[ユーロ円 LIBOR]の公表の中止または[ユーロ円 LIBOR]の金利指標性の喪失を経て参照レートが代替参照レートに変更される時点よりも前に TORF の確定値の公表開始が見込まれる場合には、当事者の意向により、フォールバック・レートとして TORF を利

¹⁸ TORF については、株式会社 QUICK により 2020 年 5 月 26 日に「参考値」の公表が開始されていますが、実際の契約での利用を前提とする「確定値」は遅くとも 2021 年半ば頃を目処に公表開始の予定とされています。第2回市中協議文書 5 頁。

¹⁹ 株式会社 QUICK 2020 年 10 月 5 日付プレスリリース (<https://corporate.quick.co.jp/2020/10/news/press/7139/>) 参照。

用する余地を残すことが望まれる可能性もあります²⁰。

このようなニーズに対応することを目的として、第 8 号柱書に但書の規定を選択式で設けています。

また、第 8 号について上記但書を設ける場合、第 10 号の「参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点」は「代替参照レート決定日」と置き換えた上で適用すべきと考えられることから、その旨の読替規定を設けています。なお、第 9 号については、ヘッジ取引との連動性の確保等の観点から²¹、代替参照レート調整値については、代替参照レート決定日に決定されたフォールバック・レートに応じて（関連監督当局等が選択もしくは推奨等する調整方法等により）参照レート移行事由または早期移行事由の発生時点での数値として計算される調整値によることが一般に想定されていることから、そのような読替規定は設けていません。

＜契約締結時点で[ユーロ円 LIBOR]の公表が「恒久的に中止する予定である旨」または「金利指標性を失う予定である旨」が既に発表されている場合＞

契約締結時点で参照レート移行事由が既に発生している場合には、その時点で利用可能なレートおよびこれに対応する代替参照レート調整値から構成される代替参照レートに基づき契約変更を行うのが、原則的な対応ともいえます。他方、第 8 号但書が想定するように、[ユーロ円 LIBOR]の公表が「恒久的に中止する予定である旨」または「金利指標性を失う予定である旨」が発表されたものの、TORF の確定値は未だ公表されていない場合には、代替参照レートの決定をしばらく待つことを前提に変更契約を締結するという対応も考えられます。この場合の規定例は、「相

²⁰ TORF について、算出・公表主体である株式会社 QUICK ベンチマークスは「遅くとも 21 年半ばまでに、実際の取引に用いる確定値の算出・公表を開始」すると公表 (<https://corporate.quick.co.jp/2021/01/news/press/7429/>) していることから、「実際に LIBOR 運営機関による[ユーロ円 LIBOR]の公表の中止または[ユーロ円 LIBOR]の金利指標性の喪失を経て参照レートが代替参照レートに変更される時点よりも前に TORF の確定値の公表開始が見込まれる」状況にあると判断することは可能と考えられます。契約当事者は、TORF の確定値の公表開始のタイミングや TORF を用いた代替参照レートへの変更に係る事務・システム上の準備等に要する時間・手間を踏まえて、かかる判断を行うことになるものと理解されます。なお、ARRC 公表の 2020 年 6 月 30 日付“ARRC Recommendations regarding More Robust Fallback Language for New Originations of LIBOR Syndicated Loans”の 19 頁以下（脚注 23）においても、Term SOFR が構築される前にトリガー事由が生じてしまう場合を念頭に、Benchmark Replacement の“retesting”について言及がなされています。

²¹ デリバティブ取引においては、ISDA2006 年版定義集の追加条項である Supplement 上、スプレッド調整値が確定する Spread Adjustment Fixing Date は IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book で定める IBOR Cessation Trigger Date（トリガー事由発生日）とされています。

対貸出のフォールバック条項の参考例(サンプル)(ハードワイヤードアプローチ)(公表停止等の予定発表後に変更契約を締結するパターン)」のとおりです。

第9号「代替参照レート調整値」

第1回市中協議文書23頁でも説明されているとおり、LIBORとフォールバック・レートの間には通常、差異(スプレッド)があるため、フォールバックの結果として生じ得る価値の移転を最小化すべく、可能な限りかかる差異の調整(スプレッド調整)を行うことが求められます。これを受けて、本参考例においても、かかるスプレッド調整として、「代替参照レート調整値」の算出方法を定めています。

第2回市中協議文書8頁では、TONA複利(後決め)およびTORFへのフォールバックについてのスプレッド調整手法としては、「過去5年中央値アプローチ」が推奨され、実際の契約で利用するスプレッド調整値としては、ISDAデリバティブとの平仄等の観点から、ISDAデリバティブのフォールバックで利用されるBloombergの公示スプレッドを利用することが適当と整理されており、第2回市中協議において上記推奨内容にほとんどの先が賛同したとされています²²。第8号においてこれらのレートをフォールバック・レートとして定め、本号においてこれらのスプレッド調整手法・スプレッド調整値を用いることを明確化する場合には、「参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点を基準時とする過去5年中央値アプローチにより得られる値としてBloombergにより公示される値」を代替参照レート調整値とする旨、本号の規定を修正することも考えられます²³。

これに対し、フォールバック・レートとしてTIBORを選択した場合のスプレッド調整値を「過去5年中央値アプローチ」で算出する場合、第2回市中協議文書7頁では、当該手法により計測されるスプレッドと、デリバティブ市場から計測されるスプレッドとの間に差が生じ得ること等が重要な論点として指摘され、第2回市中協議取りまとめ9頁では、フォールバックの結果として生じ得る価値の移転が最小化されるとは限らないとの経済的価値の観点からの課題が改めて指摘されたことから、日本円金利指標に関する検討委員会の貸出サブグループが同検討委員会に対して推奨を提案することが見送られました。上記課題について、貸付人が借入人に対して十分な説明を行わない場合、コンダクトリスクが生じ得ると考えられるため、

²² 第2回市中協議取りまとめ4頁。

²³ ARRCバイラテ条項案6頁では、Benchmark Replacement Adjustmentのウォーターフォール構造において、Relevant Governmental Bodyが選択または推奨するスプレッド調整値(同(1)(a))の次の順位のスプレッド調整値として、ISDA Definitionを参照するデリバティブ取引に適用されるスプレッド調整値(同(1)(b))が規定されています。

TIBOR を利用する場合の最低限の利用環境を整える観点から、「過去5年中央値アプローチ」を用いる場合において借入人・貸付人双方が理解・確認すべき事項（同アプローチによってスプレッド調整値を算出する際のメソドロジーを含みます。）が公表されるに至っています。なお、フォールバック・レートとしてTIBORによりつつ、スプレッド調整値の算出方法として（当該メソドロジーを踏まえた）「過去5年中央値アプローチ」による場合、第9号(a)の「関連監督当局等により選択もしくは推奨されている」調整方法には当たらないとしても、「上記(a)により値を得られない場合」として、第9号(b)に定める調整方法²⁴に該当する余地はなお残されているものと考えられます。

第8号に但書を設ける場合については、第8号の解説をご参照下さい。

第10号「本付随修正」

第4項に関する解説をご参照下さい。

- (2) 本契約の他の規定にかかわらず、参照レート移行事由又は早期移行事由が発生した場合には、以下の各号に定める時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートが代替参照レートに変更されたものとして本契約の規定を適用する。
- ① 参照レート移行事由が発生した場合
 - (a) 公表中止事由が発生した場合
当該事由が発生し、かつ、実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点
 - (b) 指標性喪失事由が発生した場合
当該事由が発生し、かつ、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点
 - ② 早期移行事由が発生した場合
早期移行通知に記載された効力発生時点

第2項はハードワイヤードアプローチにおけるフォールバックの発動について定める規定であり、参照レート移行事由または早期移行事由というトリガーが発生した場合に、所定の時点（第2項第1号(a)または(b)に定める参照レートの変更の効力

²⁴ 「貸付人が参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における（中略）市場慣行を考慮の上で、この場合に係る同号(a)ないし(d)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値」。

発生時点)以降の基準金利の決定に関し、参照レートが代替参照レートに変更され、以後、かかる代替参照レートに基づき基準金利が決定される旨を定めるものです²⁵。

第1号の「参照レート移行事由」のうち、(a)の「公表中止事由」の場合の代替参照レートへの変更時点が「当該事由が発生し、かつ、実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点」とされているのは、[ユーロ円LIBOR]の公表が「恒久的に中止する予定である旨を発表」されたにとどまる場合も「公表中止事由」に含まれるところ、実際に[ユーロ円LIBOR]の公表が中止されるまでは参照レート変更の効力を生ぜしめる必要は認められないことを踏まえたものです²⁶。同様に、(b)の「指標性喪失事由」の場合の代替参照レートへの変更時点が「当該事由が発生し、かつ、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点」とされているのも、「金利指標性を失う予定である旨」が発表されたにとどまる場合に、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失うに至るまでは参照レート変更の効力を生ぜしめる必要は認められないことを踏まえたものです。

これに対し、[ユーロ円LIBOR]の公表を「中止した旨を発表」された場合や、金利指標性を「失った旨を発表」された場合には、その時点で[ユーロ円LIBOR]を用いることは不可能または実質的に困難となっているものと考えられるため、当該時点以降の基準金利の決定においては、直ちに代替参照レートによることとしたものです^{27 28}。

²⁵ ARRC バイラテ条項案における(a)Benchmark Replacement の内容に相当するものです(同4頁)。

²⁶ ARRC バイラテ条項案における「参照レート代替日」(Benchmark Replacement Date)と同様のコンセプトとなります。[ユーロ円LIBOR]の公表が「恒久的に中止する予定である旨を発表」されたにとどまる場合も、第5項(i)「参照レート移行事由が発生した場合」に当たり、貸付人が借入人に対しその旨通知することになります。なお、ARRC バイラテ条項案と異なり、本参考例では、読みやすさを考慮し、「参照レート代替日」という独立した定義を設けることはせず、第2項各号の形にまとめています。

²⁷ この場合、ARRC バイラテ条項案では、参照レートの代替参照レートへの変更は、貸付人が借入人に代替参照レートに係る通知を行うことを前提に「当該通知から[5/10]営業日」後に効力を生じるものとされており(同4頁)、かかる期間中はABRによることになるものと考えられます。この仕組みは、ローン契約でABRが定められていることが多い米国の実務を前提とするものであり、本邦で同様の条項を規定しても、多くの場合ABRを規定していないため、かかる期間中適用されるべき参照レートが特定されない事態に陥ることが懸念されます。そのため、本参考例においては、通知後一定期間の経過を要件としない形で規定しています。

²⁸ 指標性喪失事由に当たる事由のみが生じた場合には、適用されるべき参照レートが存在しないという事態には未だ立ち至っていないため、貸付人に、その時点における市場慣行を考慮のうえ、参照レート移行事由が発生したと決定しないことができるオプションを付与する形に規定することも、一応考えられないではありませんが、本参考例ではARRC バイラテ条項案にならい、特にそのような規定にはしていません。

第2号の「早期移行事由」の場合の参照レートが代替参照レートに変更される時点については、本邦の実務を踏まえると、貸付人が効力発生日を指定することで柔軟な対応を確保し効力発生日の明確化を図ることができるのではないかと考えられることから、本参考例ではそのような趣旨で「早期移行通知に記載された効力発生時点」と規定しています²⁹。

(3) 貸付人は、[ユーロ円 LIBOR]に代わり第1項第8号(a)ないし(d)の各(i)に掲げるいずれかのレートでその時点で利用可能なもののうち、同号に定める優先順位により最も上位となるものを参照する規定を含む円建てのシンジケートローン取引又は相対ローン取引の実例（契約変更の結果かかる規定が定められた場合及び締結当初からかかる規定が定められた場合の双方を含む。）が市場に存在すると判断した場合は、かかる実例を勘案して参照レート移行事由の発生に基づく参照レートの変更の効力発生前に本契約に従い参照レートの変更を行うことを決定することができる。

第3項は「早期移行決定」の具体的な手続を定めるものです。本項に従い早期移行決定を行い、第5項(ii)に従い早期移行通知を行い、「早期移行事由」に該当することとなった場合には、第2項に従いフォールバックが発動することになります。

早期移行決定を行うための要件については、諸外国とは異なり本邦ではローン契約は必ずしも公表されないことから、公表を前提とした記載ではなく、貸付人がフォールバック・レートを用いた実例が「市場に存在すると判断」した場合というある程度幅をもたせた記載としています³⁰。貸付人自身が当事者となるローン取引を市場に存在する実例として勘案することも妨げられるものではありません。なお、個別案件における当事者の意向次第では、ローン取引に限らず、社債やデリバティブ取引など他の金融取引も考慮できるよう本項を修正することも考えられます。

(4) 貸付人は、第2項に従った参照レートの変更が行われる場合には、本付随修正を行うことができる。本付随修正は、その内容を貸付人が借入人に書面により通知した場合において、当該書面に記載された効力発生時点をもって効力を生じるものとし、借入人はこれに予め同意する。

²⁹ ARRC バイラテ条項案（2020年）7頁では、参照レートの代替参照レートへの変更は、「通知到達から[1/6]営業日」後に効力を生じるものとされていますが、本文記載の考慮により、本参考例ではこれを採用していません。

³⁰ ARRC バイラテ条項案 8頁では、Early Opt-in Election を行うための要件として、市場に「[5]以上の実例」が存在する場合と定め、選択式規定でその実例が公表されている旨等が定められています。

第4項は参照レートの変更が行われる場合に貸付人が「本付随修正」を行うことができること、その効力は本付随修正の内容を通知する書面により定められた効力発生時点で生じることを定めたものです³¹。

「本付随修正」は、要旨、「代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更」を意味するところ、かかる範囲に限定して契約変更権限を貸付人に対して付与する条項の有効性は十分肯定され得ると考えられます。

本付随修正の内容は、利払事務に関する技術的事項または実務運営上の必要性に由来する事項を中心とします。文言上は一方的通知の扱いとなっておりますが、円滑な事務の遂行上、本付随修正に係る具体的な内容やその通知文言については、当事者間で認識に齟齬がないよう、予めすり合わせておくことが想定・推奨されます。

また、本付随修正の内容、すなわち、いかなる範囲の修正が「合理的に必要な範囲」と認められるかについては、フォールバック・レートについて、市中協議文書で示されたレートのうちいずれを選択するかという点による部分も大きいものと考えられます。たとえば、①コミットメントライン契約のように、複数の基準貸付期間の存在を前提とする取引において、TORFをフォールバック・レートとする場合には、その構築状況等を踏まえ、基準貸付期間の定義をTORFの利用可能なテナーに揃える形で修正することや、②TONA複利（後決め）をフォールバック・レートとする場合において、金利参照期間の定義などの導入・変更を行うことは、「合理的に必要な範囲」と認め得るものと考えられます。また、ヘッジ手段との不整合を避けるために行う技術的・実務的な事項の変更・調整も「合理的に必要な範囲」と認め得るものと考えられます。

(5) 貸付人は、(i)参照レート移行事由が発生した場合、(ii)第3項に従い早期移行決定を行った場合、(iii)第2項に従い参照レートの変更の効力が発生した場合、及び(iv)本付随修正を行った場合[もしくは第6項に従い本契約の修正を行った場合]、速やかに借入人に通知する。

第5項はフォールバックの発動等に際しての貸付人の借入人に対する通知義務等

³¹ たとえば、本付随修正の内容が参照レートの変更前に通知される場合、当該通知書において、本付随修正の効力発生時点を参照レートの変更の時点（第2項各号に定められる時点）と同時とすること等が考えられます。

を定めたものです³²。通知の対象となる事項の内容については、それぞれ該当する条項の解説をご参照下さい。

[(6) 貸付人は、本契約に定められる基準貸付期間のうち一部の基準貸付期間に対応するテナーの[ユーロ円LIBOR]について第1項第4号(a)又は(b)に係る発表があった場合、本契約の基準貸付期間の定義から当該基準貸付期間を除外する修正を行うことができる。]

第6項は、コミットメントライン契約のように、複数の基準貸付期間の存在を前提とする取引との関係で、全ての基準貸付期間に対応するテナーの[ユーロ円LIBOR]についてこれらの事由が生じた場合にはじめて参照レート移行事由に該当する形とする場合に、一部の基準貸付期間に対応するテナーの[ユーロ円LIBOR]についてのみ公表停止や指標性喪失（各々の予定を含む。）の発表がなされた場合の取扱いを定めるものです³³。

³² ARRC バイラテ条項案（2020年）の通知に関する規定と同様の表現となります。なお、同5頁では、(d)Unavailability of Tenor of Benchmark および(e)Benchmark Unavailability Period について、それぞれ言及があります。(d)のうち、Term SOFR についてテナーが表示されない場合の処理を定めている部分については、本参考例は特定のフォールバック・レートを推奨する趣旨ではないことから特にこれに相当する規定は設けていませんが、LIBOR についてテナーが表示されない場合の処理については、本参考例は第1項第4号および第6項において選択式の規定を設けています。(e)については、ABR がローン契約上規定されている米国の実務を前提とするものであることから、本参考例では対応する規定を設けていません。

³³ ARRC バイラテ条項案（2020年）5頁も同様の規定を設けています。

4. 相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）（修正アプローチ）の解説

以下では、ハードワイヤードアプローチと異なる、修正アプローチによる場合に特有の条項について解説します。

第●条（参照レートの変更）

<前略>

(1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。

<中略>

⑧ 「代替参照レート」とは、(i)参照レートを代替すべきレートとして貸付人が借入人に対し関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮して提案するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値をいう。

<中略>

(2) 本契約の他の規定にかかわらず、貸付人は、参照レート移行事由又は早期移行事由が発生した場合には、以下の各号に定める時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートを代替参照レートに変更するための本契約の変更を行う旨を借入人に提案することができる。借入人は、かかる提案について、誠実に協議に応ずるものとし、当該提案を合理的な理由なく拒絶することができない。

① 参照レート移行事由が発生した場合

(a) 公表中止事由が発生した場合

当該事由が発生し、かつ、実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点

(b) 指標性喪失事由が発生した場合

当該事由が発生し、かつ、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点

② 早期移行事由が発生した場合

早期移行通知に記載された効力発生時点

(3) 貸付人は、[ユーロ円LIBOR]に代わるレートを…（中略）…ことができる。

<後略>

第2項は将来の時点において当事者間の合意によって代替参照レートを定めるという修正アプローチのコンセプトを踏まえ、参照レートを代替参照レートに変更するための本契約の変更を行う旨の貸付人による提案に係る手続を定めるものです。これらの手続を開始する「トリガー」としての第1号および第2号は、ハードワイヤードアプローチと同様の定め方によっています（なお、修正アプローチの場合は、

ウォーターフォールに係る規定を含まないため、早期移行決定第3項冒頭部の文言にも、それを前提とした調整を加えています。)

かかる「トリガー」が生じた場合の代替参照レートの決定方法について、まず、貸付人の提案する代替参照レートは、関連監督当局等による推奨内容または市場慣行を適切に考慮したものであることを要するものとしています(第1項第8号)。また、第1回市中協議文書でも言及されているとおり³⁴、貸付人による変更の提案に対して、(i)借入人に異議権を認める規定例と、(ii)異議権を認めない規定例があり得ます。このうち、上記(i)については、いわゆる「ネガティブ・コンセント」の方法、すなわち、貸付人が借入人に対する代替参照レートに係る通知後一定期間内に借入人より異議申立てを受領しない場合には、借入人の改めての同意を得る必要なく、当該変更の効力を生ぜしめることができる旨の規定も考えられます³⁵。他方、上記(ii)においては、貸付人からの一方的な通知によって当該変更の効力が生じることになります。

上記(i)のアプローチによった場合、米国と異なり、ABRに関する規定を設ける実務が根付いていない本邦においては³⁶、貸付人・借入人間の協議が長期化すると、代替参照レートの合意に至るまでの間は参照すべきレートが特定されない空白の期間が生じることが懸念されます³⁷。また、こうした空白の期間は、フォールバックの性質上、LIBOR公表停止時に一斉に発生し、契約上のリスクが集中的に顕現化するおそれがあるものと考えられます。

他方、上記(ii)のように、一方的通知により自動的に利率が変更されると規定することも、やや貸付人の裁量が広すぎバランスを失すとの見方もあり得るところです。

³⁴ 第1回市中協議文書31頁。

³⁵ ARRC バイラテ条項案(2019年)9頁。なお、当該期間内に借入人の異議申立てがなされた場合には、その後、借入人の異議が出なくなるまで提案を継続しなければ代替参照レートが決定されず、その間は契約で定められたABR(Alternate Base Rate)を適用することが想定されています。

³⁶ もちろん、本邦においても、個別案件の当事者が、合意によりローン契約でABRを規定することは可能です。

³⁷ 万が一、個別案件においてこのような事態に立ち至った場合、実務上は、具体的事情に応じて、当座の利率を別途貸付人・借入間で合意すること、任意期限前弁済により貸付関係を解消すること等、様々な対応が検討されることになるものと考えられますが、一般的には、このような不確実性の高い事態に立ち至る前に、予めフォールバック条項により手続を明確化することが、フォールバックの頑健性の観点からは望ましいものと考えられます。

これらを踏まえ、本参考例の修正アプローチの条項案としては、貸付人・借入人間の合意によって代替参照レートを決定する原則によりつつ、貸出取引全般に与える混乱を未然に回避する観点から、借入人に事由を問わない異議権を付与することは控え、貸付人の提案する代替参照レートが関連監督当局等による推奨内容または市場慣行を適切に考慮したものであることを前提に、借入人は、かかる貸付人の提案に対し、合理的な理由³⁸なく合意を拒絶することができないとする規定ぶりとしています³⁹。

いずれにせよ、実務上、代替参照レートの提案に際しては、貸付人は借入人に対して十分な説明を行うことが求められるものと考えられます⁴⁰。

以上

³⁸ どのような場合に「合理的な理由」があるといえるかは、個別案件における具体的な事実関係による部分が大きいものと考えられますが、たとえば、関連監督当局等による推奨内容や市場慣行を考慮してもなお同等に有力な複数の代替参照レートの候補が存在するような状況において、借入人が取引金融機関の大多数からそのうち一つの候補であるレートに移行することを提案され一つの金融機関からのみ他のレートに移行することを提案されたような場合、借入人として基準金利を統一することの債務管理上の便宜等の観点から、当該一つの金融機関に対し他の取引金融機関が提案するのと同じレートに移行したい旨を提案し、その可否に関する協議を申し入れるようなケースでは、「合理的な理由」が比較的認められやすいと考えられます。

³⁹ なお、(ア)貸付人の提案する代替参照レートが関連監督当局等による推奨内容または市場慣行を適切に考慮したものであることを前提に、借入人に異議権を与えないパターン、(イ) (本文で述べた問題は残りますが) 借入人に異議権を与え、かつ、異議権の行使が制約される場合について特に規定を設けないパターン等も考えられます。

⁴⁰ 第1回市中協議取りまとめ11頁、16頁。本参考例の作成に際しても、一般事業法人等からかかる趣旨の意見が寄せられたところです。